⑻　太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50メートル～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76トン～108トンで比較的安定していた。2010年は152トンに増加したが、2011年以降は東日本大震災の影響で大きく減少し、2013年の漁獲量は62トンであった。

沖合底びき網漁業のＣＰＵＥ（１網当たりの漁獲量）と資源量の推移から、資源水準は中位、動向は減少と判断される。

⑼　太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋南部におけるやりいかの漁獲量は、1988年には2,291トンあったが、1991年に急減して371トンになり、それ以降500トンを下回っている。2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現したことから、2007年の漁獲量は333トンに増加したが、その後減少し、2012年には78トンとなった。2013年の漁獲量は204トンに増加した。

沖合底びき網漁業のＣＰＵＥ（１網当たりの漁獲量）の推移から、太平洋南部海域の資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

第３　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

１　漁獲可能量の設定は、当面の間（平成24年以降５年間程度）２の漁獲可能量の設定に係る第１種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

２　漁獲可能量の設定に係る第１種特定海洋生物資源の中期的管理方針

⑴　さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

⑵　すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

⑶　まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑷　まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑸　まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑹　するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

⑺　ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

３　第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年７月～平成27年６月	356,000
2	すけとうだら	平成26年４月～平成27年３月	296,000
3	まあじ	平成26年１月～12月	234,200
4	まいわし	平成26年１月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年７月～平成27年６月	902,000
6	するめいか	平成26年４月～平成27年３月	301,000
7	ずわいがに	平成26年７月～平成27年６月	4,961

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、１及び２に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。